7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　神戸地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成22年５月28日
⑶　確定年月日　平成22年６月12日
⑷　被告人の氏名又は名称　藤谷　里志、小澤　佳史
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人両名は、高橋良宗、石川智雄及び孫玲らと共謀の上、財産上不正な利益を得る目的で犯した、被害者に対し債権回収業者になりすまし、債権回収費用等の名目で金銭を詐取する詐欺の犯罪行為により得た金銭の帰属を仮装しようと企て平成20年３月25日ころから同年９月２日ころまでの間、被害者８名をして、前記詐欺に係る金銭の支払いとして、被告人らが管理する東京都八王子市別所２丁目１番所在の株式会社東京都民銀行堀之内支店に開設された橋本義治名義の普通預金口座ほか９口座に現金合計3,196万4,000円を振込送金させて預け入れさせ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線304）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

信託会社に対する行政処分の公告

信託業法（平成16年法律第154号）第45条第１項の規定に基づき、下記のとおり信託会社に対して業務の一部の停止を命じたので、同法第48条の規定により公告する。
記
１．商号　ライツ信託株式会社
２．本店所在地　愛知県名古屋市中区錦一丁目４番16号
３．登録番号　東海財務局長（信２）第１号
４．行政処分の年月日　平成23年12月22日
５．行政処分の内容　平成24年１月５日（木）から平成24年７月４日（水）までの間、信託業にかかる業務（平成24年１月４日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、平成23年12月22日付業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。
平成24年１月６日
東海財務局長　池田　篤彦

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。
記
１．商号　Ｋ・Ｂ・Ｃ株式会社
２．本店所在地　東京都新宿区西新宿七丁目２番６号西新宿Ｋ１ビル５階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2263号
４．登録年月日　平成21年10月15日
５．登録の取消年月日　平成23年12月20日
平成24年１月６日
関東財務局長　居戸　利明

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２３年（家）第１３５号
岩手県奥州市水沢区字日高西71番地１
申立人　水沢信用金庫
本籍岩手県奥州市江刺区愛宕字馬場先143番地、最後の住所岩手県奥州市江刺区愛宕字小畑110番地２、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日平成23年４月20日、出生の場所岩手県江刺市、出生年月日大正13年２月８日、職業不詳
被相続人　亡　小澤　銀平
事務所岩手県奥州市水沢区大手町４丁目18番地
相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌
盛岡家庭裁判所水沢支部
平成２３年（家）第４０８７号
茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地
申立人　美浦村
本籍東京都世田谷区南烏山２丁目282番地、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字花貝塚668番地５、死亡の場所茨城県稲敷郡美浦村、死亡年月日推定平成20年10月以下不詳、出生の場所青森県五所川原市、出生年月日昭和25年４月６日、職業無職
被相続人　亡　須郷　武志
事務所茨城県土浦市中央１丁目15番６号
相続財産管理人　弁護士　磯山　正善
水戸家庭裁判所土浦支部
平成２３年（家）第１２９７号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍千葉県印西市西の原３丁目17番地、最後の住所千葉県印西市西の原３丁目17番地　１棟503号、死亡の場所千葉県印西市、死亡年月日平成22年８月28日、出生の場所北海道江別市、出生年月日昭和40年４月29日、職業不詳
被相続人　亡　戸舘　幸一
事務所千葉県千葉市中央区本千葉町２番13号福井ビル６階　千葉市民共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信
千葉家庭裁判所佐倉支部
平成２３年（家）第７１３０２号
千葉県柏市弥生町１番11号
申立人　田口智香子
本籍東京都江東区南砂６丁目１番、最後の住所東京都江東区大島７丁目22番15―403号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成23年７月12日、出生の場所東京府南葛飾郡砂町、出生年月日大正15年４月１日、職業無職
被相続人　亡　佐藤ハル子
事務所東京都千代田区麹町４―３―29パシフィックシティ麹町５階新生綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦
東京家庭裁判所
平成２３年（家）第７１３７４号
東京都国分寺市内藤２丁目10番地13
申立人　酒井　道夫
本籍東京都渋谷区西原２丁目６番地、最後の住所東京都国分寺市内藤２丁目10番地13酒井方、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日平成22年８月28日、出生の場所静岡県浜名郡曳馬町、出生年月日昭和９年７月７日、職業無職
被相続人　亡　和田よう子
事務所東京都千代田区霞が関３丁目２番５号霞が関ビル４階隼あすか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大石　忠生
東京家庭裁判所